

○さつま町工事及び業務における環境改善（ウィークリースタンス）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、町が発注する工事及び業務について、受注者と発注者の職場環境の改善を図るとともに、より一層、魅力ある仕事や職場等の創造に努めることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 町が発注する全ての工事、設計・調査・測量等の建設関連業務を対象とする。ただし、災害対応等、緊急を要する場合は除くものとする。

（取組内容）

第3条 以下の取組内容を参考に、着手前に受注者と発注者が相互に確認・調整のうえ設定する。

（1） ワンデイ・レスポンスに関すること

受注者からの質問や協議等に対する回答は「その日のうち」に実施する。「その日のうち」とは、受注者からの質問・協議等開始より1日（24時間）以内に回答することを原則とする。（ただし、土・日曜日等の閉庁日を除く。）なお、1日（24時間）での回答が困難な場合には、受注者に回答が必要な期限を確認したうえで、その「回答期限」を1日（24時間）以内に回答する。

（2） 依頼日・時間及び期限に関すること

休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

（3） 会議・打ち合わせ等に関すること

業務時間外に掛かるおそれのある打合せや現地立会等の開始時間を設定しない。

（4） 業務時間外の連絡に関すること

メールでの連絡も含み、業務時間外の連絡を行わない。また、受注者と発注者でノー残業デーを情報共有すること。

（進め方）

第4条 受注者によって、勤務時間や定時退社日等が異なることから、柔軟性をもった取組とすること。工事及び業務の進捗に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施しつつ、取組を行うこと。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。